

けぢめならめ、略中きてこの氏上といふものぞ、後の氏長者なりける。略註如此氏上の定れるから、各氏のすぢみだる、ことなく、氏人のことごとく、小氏大氏に附貫せれば、大氏の氏上に詔あれば、氏人どもみなうけ給はり傳へて、其事をなすなべに、こと、ほりやすくみだる、ことなし、故太古はなすこと少くて、よくことのごと、のひし也、さはいへど、氏上又氏人の威稜つぎに強大なりて、大命にたがひぬること、もの出来しかば、部曲氏人を除れし部曲氏人を除れても、猶氏上のことは後世までも傳はれり、されど其本源のを○のを問う恐有誤脱うしなひしかば、氏上の人の氏人を統領せることもうせしなるべし、さて氏上は職位あるもの、うけもたるものにもあらず、かならず其系統を尊みぬるにや、文武紀第一に、戊戌年九月戊午朔、以无冠麻績豊足爲氏上、无冠大贄爲助、進廣肆服部連左射爲氏上、无冠功子爲助とあるにて知るべし。略註故氏上は、太古治道の基にて、是にあらざれば、治道の趣知り難し、凡て姓は尊卑の階級を定る者にせられ、氏は其人の系統を糺し、皇神蕃皇別、神別、諸蕃の三種を正しく定められし者は、たゞ其職業をむねとせさすべくて、氏上を置く、者也、其由は雄略朝廷元年八月、召集秦人漢人等諸蕃投化者、安置國郡、編貫戶籍、秦人戸數總七千五十戸、以大藏掾爲秦伴造とあるは、秦人の戸數をかぞへ云もの也、又十五年、秦氏分散、臣連等、各隨欲驅使、勿委秦造、由是秦酒公以爲憂、而仕天皇、天皇愛寵之、詔聚秦氏、賜於酒公、仍領率百八十種勝部奉獻庸調絹練、充積朝廷、因賜姓曰禹豆麻佐。○中とあるものは、秦氏の人々は、絲綿絹を織成て貢進れるの職なり、故織具の總號を波多と云は、秦氏より出でし號なるべし、如此氏々には其職業ありしこと、太古の法則なりしを知るべし、

〔標註職原抄下〕長者とは、氏中にて官位譜第一の人をいふ、天智紀三年の件に氏上あり、その他續紀、中臣系圖等に見えたる氏上、共に後の氏長者の事也、長者の稱の所見は、後紀延暦十八年十二月の件に、宗中長者とあり、これ始なるべし、太古は職を家に傳へて、官を朝に受るの制なかりし